



消防職員の懲戒処分について

消防職員の処分を行いましたので、お知らせいたします。

1 被処分者及び処分の内容

習志野市消防本部人事審査会において審査した結果、以下のとおり処分しました。

(1) パワーハラスメント

所 属	職 名	年 齢	処分内容
消防本部	副署長（階級：消防司令長）	58歳	給料月額10分の1減給 2か月

処分年月日 令和3年3月24日

(2) 交通法規違反

所 属	職 名	年 齢	処分内容
消防本部	副主査（階級：消防司令補）	38歳	給料月額10分の1減給 1か月

処分年月日 令和3年3月24日

2 事実の概要

(1) パワーハラスメント

被処分者は、令和3年1月31日、他所属の部下職員に対し、職場の優位性を背景に、他の職員の面前において威圧的な叱責及び人格を否定する発言等、業務の適正な範囲を超えた言動を行い、精神的な苦痛を与えた。

このことは、地方公務員法第33条違反であり、その責任は免れない。よって、同法第29条第1項第1号及び第3号並びに本市懲戒処分の指針の規定に基づき、減給処分を行うものである。

(2) 交通法規違反

被処分者は、令和3年1月20日に自身が所有する250ccオートバイで指定速度40km/hの千葉県内の県道76号線を102km/hで走行し、速度超過により検挙された。

このことは、地方公務員法第33条違反であり、その責任は免れない。よって、同法第29条第1項第1号及び第3号並びに本市懲戒処分の指針の規定に基づき、減給処分を行うものである。

【宮本泰介市長コメント】

消防職員が不祥事を起こし皆様の信頼を損ないました。深くお詫び申し上げます。

職員には公務員として、職場内やプライベートにおいても責任ある行動をとることが充実した市民サービスの礎であるということを、さらに周知徹底してまいります。

【高澤^{ひさし} 寿消防長コメント】

市民の生命と財産を守ることを本務とする消防の職場において、パワーハラスメントが行われていたことは誠に遺憾であり、重く受け止めております。

また、緊急車両・公用車を運用すること自体が職務行為の重要な一部となっている消防職員が著しい速度超過により検挙されたことにつきましても誠に遺憾であります。

消防職員の不祥事により、市民の皆様の信頼を損ね心からお詫び申し上げます。

再発防止に向け良好な職場環境づくりを目指し、相談窓口の充実など、ハラスメントの防止に関する取り組みを強化して参ります。

消防職員へは、ハラスメントは許されない行為であること、交通法規を含め法令順守を再度強く指導し、消防行政の信頼回復に向け全力で取り組んで参ります。

問い合わせ先

習志野市消防本部

電話:047-452-1282(直通)